

# 大口町これからの地域づくり提案書【概要版】

## ■「提案書」に寄せて

これからの地域づくり検討委員会アドバイザー 四日市大学学長 岩崎 恭典

平成30年11月から令和2年11月までの2年間にわたり、区長、地域自治組織のそれぞれ代表の方々からなる検討会によって、ここに、「これからの地域づくり提案書」がまとめられたことをまずは喜ぶたいと思う。

大口町は、平成16年ごろのいわゆる平成の大合併が県内で議論されていた際、「地域の自治があれば、町は消えても大丈夫」と、県内自治体では最も早く地域自治組織の必要性を認識し、その設立に取り組みだした自治体である。

この検討は、平成21年、全国的に人口減少時代に突入した今後の町のあり方、町民の覚悟を規定した「大口町まちづくり基本条例」に結実し、平成25年には、町内全域をおおむね小学校区を単位とした3地区に分けて、地域住民による地域自治組織の設立を支援してきたところである。

議論当初の平成16年ごろに比べると、全国的には、明らかに人口減少・超高齢化の問題状況が明らかになってきた。独居老人の増加、移動困難者をはじめとする生活支援を要するお年寄りの増加、さらには、空き家の激増などである。

幸いにして、大口町の場合は、令和12年ごろまでは人口が伸び続け、その後、減少に転じると見込まれているが、人口構成の高齢化は確実に進行し、令和12年には、町民の4人に1人が65歳以上の高齢者となり、約4,000人の後期高齢者と約1,500人の85歳以上の高齢者が住む町となることと予想されている。一方、先人の努力によって、大口町はしばらくの間は、財政的にも安定していると思込まれる。この財政的な余裕とまだ人口が伸び続けるという、全国的に見ても稀有なボーナス期間を活かして、来るべき人口減少・超高齢社会への対応を、町が支援しつつ、町民が検討し実施していく場が地域自治組織なのである。

この10年の間、消滅自治体というショッキングな問題提起を受けて始まった地方創生総合戦略や、団塊の世代の後期高齢者入りに備える地域包括ケアシステム、数は少なくなったとはいえ次世代育成のために重要な小・中学校のコミュニティスクール事業、そして、地域を支える人材育成を狙いとした高校における「探求」の設定など、国においても、いわゆる「小さな自治」に期待する施策は目白押しである。

これまでの取組を振り返り、地域自治組織の認知度の低さや相変わらずの区長の仕事の多さ等の課題を明らかにしたうえで、「これからの地域の理想の姿」を実現するために改めて「行政区と地域自治組織が一体となり地域づくりに取り組む体制づくり」を目指して「地域自治組織は地区の連合体」と位置付けるこの「提案書」を、町行政・各課が知るだけでなく、できるだけ、多くの住民が知り、地域自治組織に何らかの形で参加して、「小金を稼いで大きな生きがい」を得る地域社会の実現に向かって努力していただくことを願ってやまない。

令和2年11月

大口町これからの地域づくり検討委員会

## ■これからの地域の理想の姿

「大口町これからの地域づくり検討委員会中間報告書」（令和2年3月）より  
 「これからの地域」に求められるもの



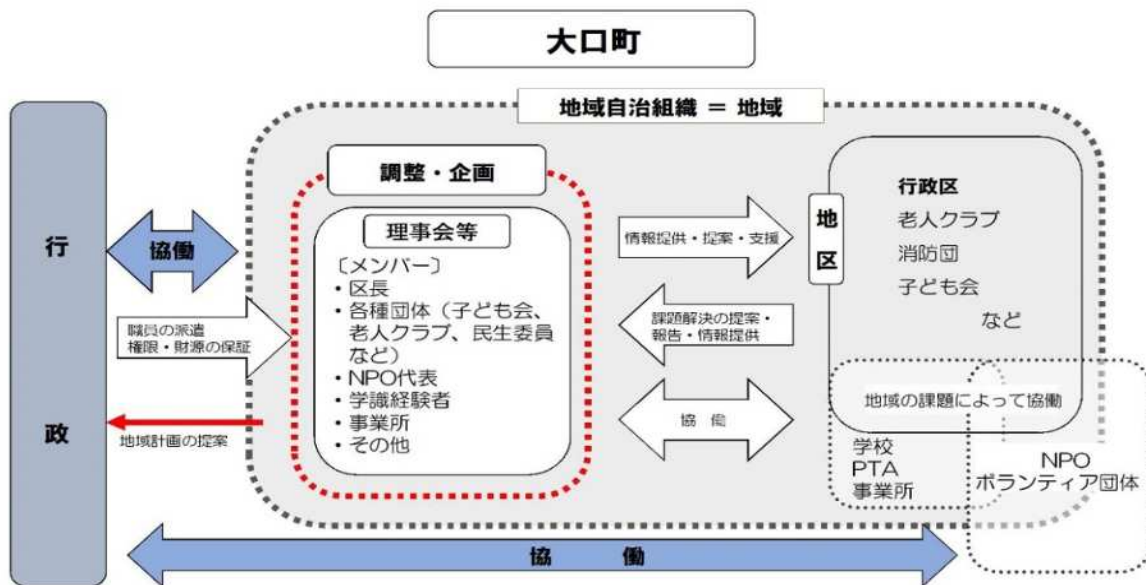
- 地域の課題解決を担う公共的組織
- 「広域効率、狭域有効」の視点と「補完性の原則」
- 地域課題の解決に向けた取り組む体制

行政区と地域自治組織が一体となり地域課題に取り組む体制づくりが必要

**行政区**…地域住民にとって一番身近な組織として従来からある『区長～区会～班長～住民』を基本として地縁の組織

**地区**…行政区を始め、そこで活動する老人クラブ、消防団、子ども会、NPOや事業所等の組織が連携した姿で、それらを総称したもの

### 一体型組織のイメージ図



### これからの地域の理想の姿

- 住民が精神的にも行動面においても自立し、多様な取組が行われている住民自治の姿
- 地区の様々な団体が互いに連携して地域課題について話し合い、解決策を考え、提案し、それを実行する姿
- 行政区の区域内で解決できない地域課題について、地区を包含した地域（＝地域自治組織）で、地域内のあらゆる担い手が一緒になって話し合い、できる事を考え解決していく姿（地域自治組織が地域全体をコーディネートする姿）
- 地域自治組織が一定の財源と権限を行政から譲渡され、自らの責任のもと、地域の課題解決に向けた取組に対し支援する姿
- 地域自治組織が地域課題の解決に向け行政からも相談を受け、頼られている姿
- 地域内のコミュニティが保たれ、名前は知らずとも、お互いの顔を見れば知っているという面識社会が形成されている姿

## ■検討委員会からの提案

### ●地域自治組織の考え方

・地域自治組織は地区の連合体

#### ア 地域自治組織とは

おおむね小学校区を単位とした区域内の行政区を始めとした地区を包含した、地区の連合体

#### イ 地域自治組織の会員

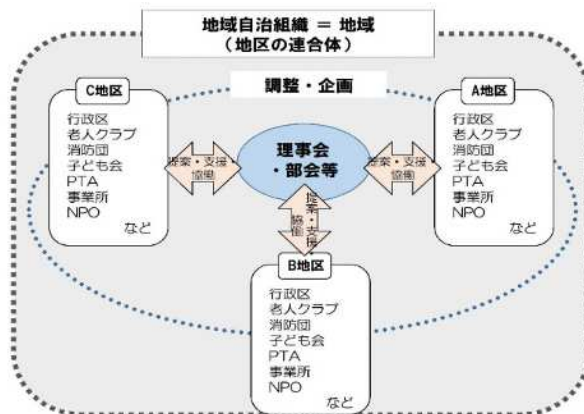
地域自治組織は地区を包含した組織であるため、地区を構成する全住民が会員

行政区、子ども会、老人クラブ、消防団、NPO等の団体のほかPTA、学校、事業所など

#### ウ 地域自治組織の理事会等

各地区から選出された代表者で構成し、行政から委ねられた権限と財源の用途や配分を決定する機関

連合体のイメージ図



### ●具体的な提案

- ・地域自治組織の体制強化
- ・役員数の整理
- ・行政区交付金等の見直し
- ・イベント、事業の見直し
- ・区長業務の見直し
- ・権限と財源の委譲

#### 地区に対する提案

- ・行政区は、『区長～区会～班長～住民』という組織体制の維持に努め、生活の基盤を支える活動を継続する。
- ・区長は、地域自治組織の理事になり理事会等に出席する。
- ・行政区は、区長に行事や事務処理の負担等が集中しないよう役割の分散化に努め、広域効率、狭域有効の観点を持って地域自治組織に移行できる事業を模索する。また、組織の継続性を保つため、副区長制度を充実させる。
- ・広域で行う方が効率的な部分は、自治組織の理事会等で提案し役割を分担する。
- ・地区は、各種委員等の地元推薦の役割を担い、行政区はそれをサポートする。
- ・区長や地域自治組織の理事は、行政区と地域自治組織が共に協力する意識を持ち、区域内の課題解決に努める。

## 地域自治組織に対する提案

- 事務所を設置し、事務局機能を充実させる。
- 地域自治組織と行政区が連携するために、地域自治組織の理事会等に区長が入る仕組みを構築し、区長しかできないこと、他の理事等で分担できることを仕分けし、区長の負担軽減を図る。
- 区長の事務負担軽減に協力する。
- 地区内の各種団体と意見交換をし、地域の課題を把握する仕組みを構築する。
- 事業の目的や役割の明確化、細分化をし、事業協力者を募る仕組みを構築する。
- 実施する事業の目的を再確認し、事業を精選し実施方法等を見直す。
- 地区と連携し、多くの会員が関わる協力体制を構築し、役員の役割及び人数を整理する。
- 役員は、複数年の任期である強みを活かし、課題解決に繋がる活動を行政やNPO等とも連携しながら事業企画をする。
- 地域自治組織の理事や区長は、地域自治組織と行政区が共に協力する意識を持ち、区域内の課題解決に努める。
- 財源は税金であるため、住民に対する説明責任や公平性の観点を持つ。
- 委ねられた財源の使途、決定に対し透明性の高い仕組み、組織体制を構築する。

## 行政に対する提案

- 地域自治組織の事務所整備のため人的、財政的に最大限の支援をする。
- 行政区への依頼事項を精選し、内容により分担するよう心掛ける。
- 区長会の開催日時や回数を見直し、区長会に出席しやすい体制を整備する。
- 区長へ来賓案内を出している行政主催の各種事業、案内先を今一度見直す。
- 区長の報酬額については、過去の区長への依頼事項の量や内容、また、地域自治組織の理事等に対する報酬額とのバランスを考慮して見直す。
- 各種委員が地域内で連携できるよう制度を整理し見直す。
- 交付金等は、区長の事務作業を軽減するため、地域自治組織へ集約する。
- 住民の生活の基盤を支える業務に係る交付金は、今まで通り行政区に交付する。
- 地域の課題解決に繋がる業務、事業を促す交付金メニューを新たに設ける。
- 交付金のメニューについては、その都度状況を見ながら絶えず見直す。
- 地域自治組織に適した法人格が示された際は、取得に向け全面的にサポートする。
- 地域自治組織に事務所、事務局体制が整備された際には、地域自治組織に一定の権限と財源を委ねていく。また、法人格を取得したときには、その範囲を広めていく。
- 地域担当職員を始め、行政は万全なサポートをしながら徐々に権限と財源の委譲を進めていく。